

第1回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会 議事録

1 日 時 平成13年2月1日(木) 11:00~13:00

2 場 所 虎ノ門パストラル「桔梗」

3 出席者

〔委員〕公益者代表 保原会長、金城委員、石岡委員、松本委員

労働者代表 田中委員、高松委員、鈴木委員、真島委員、中桐委員、
西委員代理、

使用者代表 宇田川委員、久保委員、桜井委員、池野委員代理、早川委員、
廣田委員

〔事務局〕佐田労災補償部長、森山労災管理課長、國常補償課長、本川労災保険財政数
理室長、石井職業病認定対策室長、田中労災保険審理室長、羽毛田労働保険
徴収課長、大地労災管理課長補佐

4 議 題

- (1) 「労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会運営規程(案)」について
- (2) 「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について
- (3) その他

5 議 事

○事務局

定刻になりました。ただいまから第1回の労災保険部会を開催いたします。本日は、岩村委員、岸委員、佐藤委員、高梨委員が御欠席でございます。本日は初めての労災保険部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、私、労災管理課長が議事を進行させていただきます。労災保険部会の開催に当たり、まず労災補償部長から御挨拶申し上げます。

○事務局

労災補償部長の佐田でございます。第1回の労災保険部会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。皆様におかれましては、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会の委員に御就任いただきまして誠にありがとうございます。また、本日はお忙しい中を御出席いただきまして、重ねて御礼申し上げます。

労働政策審議会は、厚生労働省の発足を契機といたしまして、これまでの労働行政関係の審議会が統合されたものですが、この部会は旧労働者災害補償保険審議会と同様に、労災保険に関する専門の事項を御審議いただくために、労働政策審議会の労働条件分科会の下に設置されたものでございます。本日は第1回の会合ですので、まず労災保

険部会の運営規程について御検討いただいた後に、介護作業従事者等の特別加入、あるいは、労災保険率の改定などにつきまして、諮問をさせていただきたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、労災保険制度にかかわるさまざまな課題に的確に対処して、円滑な制度の運営を図るということで、私どもに御見識、御意見を賜りますようお願い申し上げたいと思います。今回、労災補償部が改めて設置されたわけですので、私どもも設立目的が達成できますように努力をいたしたいと考えております。委員の皆様方の御指導をお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局

議事に入る前に私のほうから、本日御出席の委員および臨時委員を御紹介させていただきます。資料1に名簿がございます。当部会の委員の皆様は、労働政策審議会の委員または臨時委員として任命された方のうちから、労働条件分科会長によって、当部会の委員として指名された方です。まず公益側代表として保原喜志夫委員、石岡慎太郎委員、金城清子委員、松本斉委員でございます。労働者側代表として田中利夫委員、高松伸幸委員、鈴木健一委員、真島明美委員、中桐孝郎委員でございます。また、今日は佐藤正明委員の代理として西雅史氏が代理出席されております。使用者側代表として、宇田川靖委員、久保國興委員、桜井征夫委員、早川祥子委員、廣田進委員でございます。また、高梨昇三委員の代理として池野周平氏が出席されております。

なお、辞令については、本来ならば大臣からお渡しすべきところですが、失礼ながら席上配付という形に代えさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。佐藤委員と桜井委員に関しては他の部会と併任ですので、辞令はそちらの部会で渡させていただきます。

続いて、事務局側の紹介をさせていただきます。先ほど御挨拶させていただいた労災補償部長の佐田でございます。労災保険財政数理室長の本川、労働保険徴収課長の羽毛田、労災管理課長の森山です。

会長の選出に入りますが、このあと御説明させていただきますが、会長は労働政策審議会令第7条第6項において、公益を代表する労働政策審議会の委員から選挙することになっておりますが、当部会の委員のうち、労働政策審議会の委員でおられるのは保原委員のみですので、保原委員に会長に御就任いただくこととなります。保原会長、よろしく願いいたします。

○会 長

会長に指名されました保原です、よろしくお願ひします。それでは、ここから私が議事進行役を務めます。まず会長代理については、労働政策審議会令第7条第8項によって、部会に属する公益委員を代表する委員又は臨時委員のうちから、部会長があらかじ

め指名することとされております。私としては、石岡委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○会 長

それでは石岡委員、よろしくお願いします。

○委 員

石岡でございますよろしくお願いします。

○会 長

議題に入ります。第1の議題は、「労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会運営規程」についてです。案文について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料2は、労災保険部会の運営規程です。参考2-1は「労働政策審議会の構成について」でございます。これは先程御説明しましたが、労働政策審議会というものが新たにできまして、その下に各分科会ができております。その下に労災保険部会ができるという内容です。

参考2-2ですが、関係条文等が書いてあります。6頁にもあるように、労働政策審議会は、厚生労働省設置法第6条により設置されております。6頁にあるように、6条で労働政策審議会というものが置かれるということで、その内容については、第9条で労働政策審議会が次に掲げる事務をつかさどるということで、その中に労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律等が書いてあります。

次の頁ですが、労働政策審議会令です。下のほうですが、第6条で、労働条件の分科会が規定されているわけです。8頁の左上のほうですが、第7条に、審議会又は分科会は、その定める所に部会を置くことができる旨の規定、即ち、この部会の設置根拠が定められております。

次の9頁、10頁が、労働政策審議会運営規程です。労働政策審議会において既に決定されております。

11頁は労働政策審議会労働条件分科会の運営規程です。第5条ですが、「分科会に、労働者災害補償保険に関する専門の事項を審議させるため、労災保険部会を置く。」第6条に「部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各6人とする。」、第7条では、「部会が第5条に定める事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会があらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない」ということであり、現在これは定められていませんので、原則に戻って、労災保険部会で議決をしたときは、当該議決をもって労働条件分科会の議決とすることとなります。

労働条件分科会の議決は、また先ほどの労働政策審議会の運営規程によりますと、基本的には労働政策審議会の議決になるということになっていきますので、必然的に労災保険部会で御議論いただいて議決をいただいたものは、労働政策審議会の議決になるというような仕組みになっております。第9条は、「この規程に定めるもののほか、部会の議事、運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。」となっています。

そこで最初の資料2に戻って、今日お諮りしたいものは、4頁の「労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会運営規程（案）」です。この第1条において、「労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会の議事運営は、厚生労働省設置法第9条、労働政策審議会令、労働政策審議会運営規程及び労働政策審議会労働条件分科会運営規程に定めるもののほか、この規程により定めるところによる」。第2条で、「委員等」は委員と臨時委員のことで、「委員等は部会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第9条第3項において準用する同条第1項及び第2項の規程の適用については、欠席したものとして取り扱う」とありますが、この労働政策審議会令第9条第1項、及び第2項というのは定足数と議決です。定足数と議決については、欠席をしたものとして取り扱うということです。これは他の審議会等も、こういう形で定めさせていただいております。

第3条は、「この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。」ということになっております。また、本日は承いただくならば、平成13年2月1日から施行いたします。

今回お諮りするのはこの規程ですが、併せてこの会議の公開について、御議論いただきたいと思っております。会議については、皆様に自由な意見交換を行っていただきたいこと、また、労災保険部会においては、いろいろな方々の権利、義務に直接影響するものを御審議いただくために、部会を公開した場合、委員の発言に対し、利害関係者から不当な圧力等がかかるおそれがあり、公正かつ中立な議論が損なわれると考えられるために、従来の労働者災害補償保険審議会もそうでしたが、会議は非公開として、議事録と資料を公開するという取扱いで如何かと事務局としては考えていますが、この点についても、併せて御議論いただきたいと思っております。以上2つをお願いします。

○会 長

ただいま課長のほうから2つの事項について説明をいただきました。1つは労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会運営規程（案）について、もう1つは、この会議の議事の非公開と議事録の公開について御説明いただきましたが、いまの点について、何か御意見がありましたらお願いします。

（特に意見なし）

特になければ本件については、ただいまの案文のとおり決定いたします。案文というのは、運営規程であります。また、議事の非公開および議事録の公開については、先ほど事務局から御説明があったとおり、公正・中立な議論の確保という観点から、議事に

については非公開、議事録、資料等については公開ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会 長

ありがとうございました。では次の議題に移ります。「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」に関する諮問案件です。これについては、本日厚生労働大臣から労働政策審議会会長あてに、諮問が行われました。これを受けて、当部会において審議を行うこととしたいと思います。まず事務局から御説明をお願いします。

○事務局

資料3の12頁以下でございます。まず諮問文を読み上げさせます。

○事務局

厚生労働省発基労第7号、労働政策審議会会長、西川俊作殿。

別紙「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。平成13年2月1日、厚生労働大臣坂口力。

続いて別紙を読み上げます。「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」

第1 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

1 介護関係業務に係る作業に関する特別加入の新設

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する介護関係業務に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るものに関する特別加入を新設するものとする。

2 労働福祉事業等に要する費用に充てるべき額の限度の改正

労働福祉事業（特別支給金の支給に関する事業を除く。）に要する費用及び労働者災害補償保険事業の事務費に充てるべき額について、その限度として定められている労働者災害補償保険に係る労働保険料の額及び労働保険特別会計の労災勘定の積立金から生ずる収入の額並びに同勘定の附属雑収入の額及び同会計の徴収勘定からの繰入附属雑収入（厚生労働大臣が定める基準により算定した額に限る。）の合計額に対する割合を、 $1\frac{2}{2}$ 分の $2\frac{2}{2}$ （現行 $1\frac{1}{8}$ 分の $1\frac{8}{8}$ ）とするものとする。

第2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

1 労災保険率の改正等

- (1) 労災保険率を別添1のとおり改正するものとする。
- (2) 労働者災害補償保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の通勤災害

に係る災害率及び二次健康診断等給付に要した費用の額その他の事情を考慮して定める率である非業務災害率を、1,000分の1とするものとする。

2 労務費率の改正

請負による建設の事業に係る賃金総額の算定に当たり請負金額に乗ずる率（労務費率）を、事業の種類に従い、別添2のとおり改正するものとする。

3 建設の事業又は立木の伐採の事業に係るメリット制（事業場ごとの災害率による保険料の調整）の増減率の改正

建設の事業又は立木の伐採の事業に係るメリット制の増減率を、継続事業（一括有期事業を含む。）については、別添3のとおり、有期事業については別添4のとおり改正するものとする。

4 特別加入保険料率の改正

- (1) 第1の1の介護関係業務に係る作業に関する特別加入に係る保険料率を、1,000分の7とするものとする。
- (2) 一人親方等の特別加入に係る第二種特別加入保険料率を、別添5のとおり改正するものとする。
- (3) 海外派遣者の特別加入に係る第三種特別加入保険料率を、1,000分の6（現行1,000分の7）に改正するものとする。

5 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第3 その他

- 1 施行期日。この省令は平成13年4月1日から施行するものとする。ただし、第1の1、第2の3の継続事業（一括有期事業を含む。）及び第2の4(1)については、平成13年3月31日から施行するものとする。
- 2 労働福祉事業等に要する費用に充てるべき額の限度の特例に関する省令の廃止。労働福祉事業等に要する費用に充てるべき額の限度の特例に関する省令（平成11年労働省令第34号）は廃止するものとする。
- 3 経過措置等

この省令の施行に関する必要な経過措置を定めるとともに関係省令の規定の整備を行うものとする。

最初に戻って内容を御説明します。いま読み上げたように大きく2つですが、1つは介護関係に対する特別加入の問題、もう1つは労災保険率の問題です。最初の「介護業務に係る作業に関する特別加入の新設」についてですが、資料の22頁の参考3-1を御参照下さい。従来から介護作業従事者の特別加入の問題については、労働者災害補償保険審議会において検討事項になっていましたが、介護作業従事者を労災保険法第27

条第5号の特定作業従事者として追加をし、労災保険に特別加入できることとするものです。

具体的には、対象者は介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（介護労働法）第2条第1項に定める「介護関係業務に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護等に係るものに従事する者」、いわゆる介護作業に従事するものという意味ですが、これらの者を特別加入に含めることとするものです。補償の範囲ですが、介護労働法第2条第1項に定める介護関係業務に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等のいわゆる介護等に係るものによる災害、通勤災害を補償していくというものです。

「加入手続・保険料納付」についてですが、「介護作業従事者で構成する団体が、特別加入団体の承認を受けるための加入手続を所轄の労働基準監督署長を経由して労働局長に対して行うこととしております。これは他の手続と同じですが、具体的には資料にありますように、介護作業従事者は、そのほとんどが家政婦、いわゆる家政婦紹介所から紹介を受けて、個人の家庭に入っていく家政婦と見込まれることから、家政婦紹介所からの申請が主になるというふうに考えております。

「保険料率」は、災害の発生状況等を踏まえて1,000分の7とし、施行期日は平成13年3月31日を予定しております。

次に労災保険率の改定について、御説明いたします。

○事務局

資料は参考3-2、23頁からです。労災保険率については、関係法令によって「将来にわたる労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、事業の種類ごとに過去3年間の災害率等を考慮して決定する」こととされております。近年は新たな3年間の災害率等が把握される3年ごとに、労災保険率の改定を行ってきているところです。最近では、平成6年度から8年度までのデータに基づいて、平成10年度から改定を行っていますが、今回また3年目ということで、平成9年度から平成11年度までの3年間の災害率に基づいて、改定をすべきかどうかを検討してきたところです。

検討の結果ですが、現在、労災保険率を全体で52の業種に分けて設定しておりますが、52業種全部を平均すると、現在1,000分の9.0になっております。これを今回新たな改定案に基づいて平均すると、0.5厘引下げということになり、全体では1,000分の8.5になる見込みです。その内訳は下の表に載せています。「災害料率分」は、いわゆる業務災害の分と通勤災害の分も含めたものですが、これが現在1,000分の6.5となっているのが、0.1厘引き下がりました、1,000分の6.4となります。

また、もう1つの「過去債務分」は、将来の年金受給者に対する支給のための積立金が現在不足しておりますが、平成30年度までにこの不足額を解消するという形でいただいている保険料です。これを現在1,000分の1としているのを0.4厘下げて、1,000分の0.6に設定しております。従来平成30年度までの形で設定してきたわけですが、近来

の景気の低迷等を配慮して、これを平成 35 年度まで 5 年間償却期間を延長することによって、0.4 厘引き下げるとい形にしています。この災害料率分の 0.1 厘の引下げと過去債務分の 0.4 厘の引下げをあわせて、全体で 0.5 厘の引下げというのが、今回の労災保険率の改定の概要です。

25 頁目に全体像、52 業種それぞれの料率が載っています。改定案で見ると、料率の高いほうでは、いちばん上の木材伐出業が 1,000 分の 133、同じく建設事業の中の水力発電施設、ずい道等新設事業も 1,000 分の 133 となっています。低いほうでは、いちばん下に「その他の各種事業」、これは一般のサービス業が大体これに入るわけですが、これが 1,000 分の 5.5、同じくその上にある電気、ガス、水道又は熱供給の事業、及び計量器、光学機械、時計等製造業というところが 1,000 分の 5.5 と低い料率となっています。

保険料率は従来 1,000 分の 1 刻みとして設定してきたわけですが、今回から料率が 1 桁の所に限って、1,000 分の 0.5 の刻みを作っております。これは 1 桁の場合には、1,000 分の 1 刻みですと変動の率が大きくて激変が起こるということで、1 桁台の料率についても、料率をより迅速に実態に合わせることができるということから、今回、1 桁台業種に限って、「1,000 分の 0.5 刻み」を付けております。

全体としては、引き下げる業種もあるし、引き上げる業種もあります。全体の 52 業種のうち、引下げとなっている業種は 26 業種、引上げの業種が 7 業種、据え置きが 19 業種となっています。

なお、今回の改定では、例えば、警備業ですとか、ビルメンテナンス業、船舶製造業といった 7 つの業種で、料率を引き上げることを考えております。これらに関係のある団体、あるいは協会におかれましては、日頃から熱心に災害防止活動あるいは収支改善活動に取り組んでおられるということは承知しておりますし、大変高く評価をしているところでございます。今回、この 7 つの業種で引き上げるといったことについては、高齢化の影響など、さまざまな要因があったと考えられます。行政としては、これらの自主的な収支改善活動については、今後とも支援をしていくつもりでおります。

26 頁ですが、こちらは特別加入の保険料率です。全体では引き上がる所もあるし、引き下がる所もあるわけですが、「特 2」と書いてある所、建設業の一人親方で 1,000 分の 22 から 21、いちばん下の第 3 種、海外で行われる事業に派遣される労働者で 1,000 分の 7 から 1,000 分の 6 と引き下げること考えています。一方では、林業の一人親方、再生資源取扱者、陶磁器製造の作業者については、引き上げること考えています。以上が今回の労災保険率の改定です。

元に戻って 24 頁です。労災保険率の改定に合わせて、労務費率の改定を行っています。本来保険料というのは、賃金総額に保険料率を乗じて計算するものです。ただし建設事業においては、賃金総額を正確に把握することが困難な場合があり、その場合に

は、特例として、請負金額に労務費率を乗じたものを賃金総額とみなして、計算することができます。この乗じる率が労務費率ですが、これも改定しております。27 頁に載せております。

道路新設事業、機械装置の組立て又は据付けの事業の中の「組立て又は取付けに関するもの」が、それぞれ率を下げ、一方では、建築事業、既設建築物設備工事業、それから機械装置の組立て又は据付けの事業の中の「その他のもの」を引き上げること考えています。この労務費率の改定については、昨年行った実態調査に基づいて改定するものです。

またもとの 24 頁に戻って、3 番目ですが、「今回の改定による財政的な影響」です。今回では労災保険率は引き上げる所もあれば引き下げる所もあるわけですが、全体としては引下げになります。平成 13 年度の保険料負担は、金額に直すと、682 億円減少する見込みとなっています。労務費率の改定については、労災保険率がそのままであれば財政に影響するわけですが、実は労災保険率を算定する際に、労務費率の上げ下げを考慮した上で、労災保険率を算定しております。したがって、労務費率については、財政的な影響がないように労災保険率で調整をしております。

最後になりますが、(3)「労働者災害補償保険法第 23 条第 1 項における労働福祉事業及び労災保険事業の事務執行に要する費用に充てるべき額」、これは現在保険料収入及び積立金から生ずる収入等の 118 分の 18 とされているところですが、昨今の保険料収入の減少、労災保険率等の改定による影響などにより、労働福祉事業の費用の確保をするため、これを 122 分の 22 とすることを予定しております。以上で、私の説明を終わります。

○事務局

最初の要綱に戻っていただいて、基本的内容はいま御説明した内容ですが、特に 13 頁以降をもう一度ご覧いただきたいと思えます。13 頁の「要綱」の所ですが、第 1 の 1 は先ほど申し上げた介護の特別加入の新設です。2 は、限度額の改正ということですが。14 頁の第 2 の 1 の (1) (2) は、労災保険率の改正で、先ほど御説明した内容です。2 も、先ほど御説明した労務費率の改正ということですが。3 は、先の法律改正で、有期事業についてはメリット制の増減幅を拡大させていただきました。具体的な拡大の内容については省令事項になっています。これについては、別添 3、4 をご覧いただきたいと思えます。

19 頁の別添 3 は継続事業のメリット制でして、今回改正したのは右のほうです。継続事業、特に有期事業の一括に係る建設の事業と立木の伐採の事業がそれに該当してきますが、それを従来は最大限 30 %の幅で労災保険率を増減させていたわけですが、それを最大限 35 %の幅で増減させることとするということで、ここに書いているような収支率に応じて、その増減の幅を見直したという内容です。次の 20 頁は有期事業のメ

リット制で、これも趣旨は一緒ですが、保険料を増減させる幅の上限を30%から35%に広げたことに伴って、具体的な収支率の対応関係の見直しをしたものです。

また15頁に戻って、特別加入保険料率の(1)は新たに設けた介護関係の保険料率であり、1,000分の7です。(2)と(3)においては、第2種特別加入保険料率と第3種特別加入保険料率の改正です。海外派遣者についても災害が減っていることによって、現行の1,000分の7を1,000分の6に引き下げております。

第3は施行期日です。「この省令は平成13年4月1日から施行する。ただし、第1の1」というのは、先ほど申し上げた介護の特別加入のものです。第2の3の継続事業の所、継続事業は新しいメリット制度が次の次の年度から適用されることになっているので、それを早く適用するために、平成13年3月31日施行としております。第2の4の(1)は、介護作業従事者の特別加入保険料率の関係です。これについては3月31日から施行ですが、それ以外については4月1日から施行というものです。

16頁、「労働福祉事業等に要する費用に充てるべき額の限度の特例に関する省令」ということで、これは先ほど限度額の改正の案の説明をさせていただきましたが、従来、立替払については、緊急措置として、118分の18の限度額の枠の外に出すという特例を設けておりましたが、今般122分の22に改正させていただくならば、その中で立替払の額も含めて、限度額の枠の中で予算計上していくことを予定しております。その関係上、特別の省令を廃止するという内容です。それから、所要の規定の整備を行う内容です。以上が今日お諮りする内容です、よろしく申し上げます。

○会 長

どうもありがとうございました。ただいまの事務局からの御説明について、御意見、御質問がありましたら承りたいと思います。

○委 員

1点は、「介護作業従事者特別加入」の所ですが、これはかねてからお願いしていたことですので、基本的には大賛成ですし、むしろ、お礼を言う立場かと思えます。基本的には家政婦紹介所からの申請が主となることが想定されるとの御説明ですが、そうでない場合の人たちは、具体的には怪我をしてみても初めて気が付くとか、そういう感じになるのではないかと思います。その辺の家政婦紹介所を通していない人に入ってもらふようなことについて、具体的にはどんなことになるのか、教えてほしいのが1つです。

また、安全に関して労災指定団体制度が今回取りやめになるということを知っていますが、それは事実かどうか、この2点についてお願いします。

○会 長

いまの2点についてお願いします。

○事務局

第1点目は、基本的にはおっしゃったように、家政婦紹介所を通じた家政婦というの

が大半であろうと思います。それ以外で考えられるのは労働者と似たようなケースということで、シルバー人材センター等から請け負ってやっている方等があるかと思えます。それについても、この制度をお認めいただけますならば、そちらのほうに対するPR等を含めて、対処していきたいと考えております。

○事務局

2点目についてお答えします。従来労災指定団体制度というものがございました。労災保険の収支均衡を図っていくためには、料率改定だけではなくて、各業界団体のほうで、自主的に災害防止や収支改善に取り組んでいただくことが効果的ではないかということで、これまで労災指定団体制度という形で、行政のほうからいくつかの団体を指定して、そちらのほうに自主的な取り組みをお願い申し上げていました。昭和61年から労災指定団体制度を行ってきております。御指摘のとおり、今回平成13年度からこの労災指定団体制度を改めますが、これは廃止というよりは、衣替えといったものと考えております。

○事務局

ちょっと追加ですが、先ほどの加入していなかった場合の事故等ですが、特別加入は本体の保険と違って任意加入ですから、残念なことにその際、特別加入されていなかったことについては適用されないこととなりますので、それ以前の任意加入に対するPR等については、努めてまいりたいと思います。

○事務局

労災指定団体制度について、もう少し御説明申し上げたいと思います。従来こういう形で、言ってみれば行政が一方的に指定をするという形で進めてきたわけですが、これについては、例えば、行政が指定するということで、受け止める業界のほうでは、受動的になる面があったということ。もう1つ、行政からの指定ということになると、何か大変事故が多くてというようなことで、「問題のある業種」という受け止め方も一部にはあったということです。

こういうことを考慮して、今回からは、行政が指定をするということではなくて、こういう活動を自主的に取り組んでいきたいと考えておられる団体の方たちに手を挙げていただいて、それに対して、行政側が一定の審査の上、認定するという形に変えております。

したがって、この業界の自主的な活動に対して、支援をしていくという制度そのものはなくなっておりませんが、その形態として、行政が指定するのではなくて、あくまでも自主的な取組に対して、行政が認定するという形に変えることを考えております。

○委員

それに関連して、今回保険料率が上がる業種の1つ造船の関係で、船舶製造又は修理業が1,000分の22から1,000分の23になるということで、保険収支の関係が200%く

らいになっているということですし、働く人がいま相当減っていますから、そういう点では過去のことも含めて、収支が悪くなっているということもありますし、なおかつ事故もあるのかなとは思っています。

ただ、事故については、それぞれの所が英知を集めて災害減少に向けて取り組んでいるわけですが、たまたま造船修理業の所は指定団体ということになっていて、自分たちで金も出しているいろいろ取り組んでおります。私もそういう大会に行っては、激励の挨拶もしているわけです。そうは言っても、なかなか全部が全部網羅しているわけではありませんから、半分ぐらいしか団体に入っていない。労働者が5人とか10人という所も結構あって、なかなかやり切れないということはあると思うのです。

いま造船修理業は、小さい所は内航船が非常に悪いものですから、民事再生法等にかかっているところがたくさんあって、経営状況が悪い所がたくさんあります。したがって1,000分の1の引上げですが、相当大変な状況になっている所が、実は私の組合の関係でたくさんあるものですから、決して小さい額ではないわけです。今回の収支状況の関係からやむを得ないと思いますが、先ほどの指定団体との関係から言いますと、安全ですから、いろいろな規制をやるとか、みんなで努力しているわけですから、労災指定団体制度をむしろ生かして、そこに入っていれば少しでも努力が評価されるような仕組みを検討していただきたい。

もちろん団体加入者はみんなで努力しているわけで、災害はむしろそこに入っていない所が非常に多いという現実の問題があるわけですから、入って努力している所については、少しメリット制があるといったようなことによって、少しでもその中に入ってもらって、業界全体で安全な取組みがさらによくなるというような、そういう手法を少し取り入れたほうがいいのではないかと。

今回、審査、認定に基づく制度に切り替えるということになっていますが、今まで指定団体として指定されてきたということは、安全上も良くないということは事実です。そういう点では、やはり努力しているところにはメリットがある、そうは言ってもその中で事故が多い所については、それに応じた評価がなされる、というようにメリハリを利かせたやり方も安全の問題については必要ではないか。いろいろな取組をして、努力している立場から言いますと、料率を上げるということではなくて、もう少し中身や全体の安全がよくなるようなことも、料率の関係では考えてみてはどうかと、意見として持っています。今日すぐにどうということではありませんが、結果として働く人たちが安全に働けるような職場を作るにはどうしたらいいかという視点から、このメリット制も是非考えてほしいなと思っています。

○委員

いま指定団体等々の話がありましたので、私のほうからも若干意見を申し上げたいと思います。私と委員は同じ業界に属していますので、別に示し合わせたわけではありま

せんが、安全は労使の関係など一切なく一緒に取り組もうということできずとやってきておりますので、同じ意見になったのかなと思っているのです。私も指定団体で、業界で言いますと、全国造船安全衛生対策本部というものを設けてやってきたわけです。一時期その責任者ということもありました。その間の経緯は当局の方は御承知かと思いますが、知らない方のため、少し申し上げたいと思います。

実は昭和 58 年に、業界で自主的にそういう団体を作りました。その後、昭和 61 年に御案内のとおり指定団体になりました。以降 5 期と申しますか、15 年間努力をしてまいりました。北は北海道から南は沖縄まで、全国 7 ブロックに分けました。加入事業所数で約 3,000 強だったと思います。日常の安全衛生の啓蒙活動から、具体的な安全の指導、マニュアルの作成、未参入事業所への勧誘等々、各地区の労働局あるいは監督署の方たちと、御指導もいただきながらやってきたわけです。具体的に成果も実は上がっております。

数字を申し上げますと、例えば、度数率では、発足当初 4.09 だったのが直近の数字では 2.09 になってきているなどいろいろな成果が上がってきております。また、その間の安全衛生に対する意識については、経営者、従業員ともに大変燃えてきておりまして、年に一度の大会などをやって、優秀な事業所には表彰する、悪い所には更なる特別指導を行う等々いろいろなことをやってまいりました。

にもかかわらず、今回料率が 1,000 分の 1 上がるというのは、全体の収支から考えるとやむを得ないと思っておりますが、そこに携わってきた方たちの気持を考えると、非常に残念です。ここでやる気を落とさせない方法というものも、今後、行政として考えていただければありがたいということです。

例えばメリット制がありますが、過去の会議の場でメリット制を拡大すると、労災かくしが起こる懸念がある等々の御意見も労働者側から出たかと思っておりますが、やはり、一生懸命やっている所とやっていない所大きく差をつけて評価していくというのは、時代の趨勢だと思います。かくすかくさないというのは、別の次元だと思います。これらのメリット制の拡充については、また今後の行政の中で御検討いただければありがたいと思います。

最近、どの業界でもいえることですが、業種が変わってきております。それぞれの業界の実情に応じて、吸収もあれば合併もある、あるいは中の構造改革ということで、ずいぶん変わってきております。こういう変わってきた新しい業種が現在、厚生労働省のほうで考えておられる全国約 6,000 事業所は、すべて従来の、例えば、船舶製造又は修理業に当たっているのかどうか。この辺の見極めも、今後の作業の中でやっていただければありがたい。

いずれにしても、現在のやり方では、収支率が好転するということは考えられませんし、我々としてもさらなる努力をするわけですが、いま申し上げたような点を、今後の

行政の中で御検討いただければと思います。

○会 長

どうもありがとうございました。ただいまの件についてお願いします。

○事務局

ただいまの御指摘は、大変よく理解できる所です。2点あったかと思えます。1つは、同じ業種の中でも頑張っている所、頑張っていない所がある。その辺の頑張っている所をもう少し評価するという仕組みが作れないのかどうかということだったかと思えます。

いままたま造船の話が出たのですが、造船も含めて、各団体で大変熱心に収支改善に取り組んでいただいていることは、承知している所です。各団体のほうから大変よく御指摘を受けるのは、やはり、団体の中での取組は大変やっているのですが、どうしてもその他の団体に属さない所での災害の発生というのがなかなか改善しないという御指摘を受けております。具体的には、中小零細企業ではどうしても災害の発生が比較的高いということ。なおかつ、そういう所は安全活動の団体にもなかなか入っていただけない場合もあるということではないかと思えます。

中小企業に関しどういう形で災害を減らしていくかということは、行政として当然これからも工夫をしていかなければならないと考えております。ただ保険の集団としては、現在「業種ごと」ということになっていますので、全体の保険料率の設定は業種ごとということで、御理解いただきたいわけですが、ただ、先ほど委員から御指摘があったように、業種の中でも頑張っている所と頑張っていない所については、メリット制ということで差を付けるという形にしています。このメリット制の現在の形がどうかということについては、もし議論をとということがあれば、議論をしていただければよろしいかと思えます。

2点目の業種の括り方がまた変わってきているのではないかという御指摘だったかと思えますが、これについては、世の中が変わっていけば、当然産業構造も変わってきますので、それに応じて業種の括りというものも、今回はたまたま変更はありませんでしたが、これからも当然業種の見直しを続けていきたいと考えております。いずれにしても、各業界の皆様の自主的な取組について、行政としては今後とも支援を続けていくつもりです。

○会 長

船舶製造又は修理業について、よろしいでしょうか。それでは、いま事務局から答えていただきましたが、今後とも行政としても、いま御意見があったようなことを踏まえて、よろしく願いいたします。そのほかの問題について、何かございますか。

○委 員

2点ほど伺います。いわゆる未払い賃金の立替払事業については、当初労働福祉

事業の外出しということで、特例で平成 13 年度まで対応されていたと思うのですが、今回の提案は、13 年度からまた繰り入れをするというようなことになると思うのですが、その背景と理由をお聞かせいただきたい。

2 点目は、今回 118 分の 18 が 122 分の 22 ということで、それによって、例えば今年度ベースでもいいのですが、増える財源と、例えば労働福祉事業に不払事業等を繰り入れた場合の収支といいますか、そのイメージをお聞かせいただけたらと思います。

○事務局

まず限度額の係数を引き上げる背景ですが、先ほどの資料にもあったように、今回の料率改正で、保険料収入が 682 億円減少するという事です。一方で、労働福祉事業ですが、これは従来から厳しく見直してきているわけですし、これからもそういうことは続けていくことになろうと思いますが、差し当たって、当面必要な労働福祉事業にかかる費用というのは、これだけの保険料収入の減少がある中では、118 分の 18 という係数では足りなくなる見通しが出てきた。そういうことで当面必要な労働福祉事業にかかる費用を確保するための最低限の引上げ幅ということで、122 分の 22 というものを御提案させていただいたわけです。

もう 1 つの御質問ですが、この限度額引上げで、どれぐらい影響が出てくるのかという御趣旨だったかと思えます。従来の 118 分の 18 という係数の下での平成 12 年度の限度額は、数字で言いますと、2,430 億円でした。今回、保険料の引下げおよび 122 分の 22 への係数の引上げ両方あわせて、平成 13 年度について試算したところ、限度額は 2,730 億円となっています。したがって、単純に差し引きすると、平成 12 年度から 13 年度にかけて、限度額の金額は、これを単純に差し引くと約 300 億円の増加になります。

今回、立替払を除外していたものをまた繰り入れるといったこと、もう 1 つは、実は予算を設定する場合には、限度額いっぱいまで予算を組み立てることは、技術上できない形になっています。といいますのは、あくまでも限度額というのは、保険料収入の見込みに基づくものですから、その後の景気の変動等によって、この見込み自体が変わってくるかもしれない。あるいは、補正予算が年度の途中で組まれる可能性もあるといったこともありますので、限度額いっぱいまでの予算は取れないということもあります。

そういうことを考慮して、限度額いっぱいまで予算が組めないということと、立替払いをまた組み入れるといったことを考慮すると、先ほど 300 億円と申しましたが、実質的に予算に組み入れられる増加額は、約 80 億円というふうに見ております。

○委員

数字は分かったのですが、後先で言いますと、不払いのほうを繰り入れるため、例えば、122 分の 22 とされたのか、料率が下がるので収入が減ると、それで 122 分の 22 にしたら余裕があるので、早目に平成 13 年まで外出しするつもりを今年度から中に入れ

るという、因果関係でいくと、どういうことなのか。

○事務局

従来、未払賃金の立替払の除外というのは、省令上は恒久的にそうするという規定ではなくて、平成 13 年度までという形になっておりました。ですから当然、今回労災保険率を改定する際には、この立替払の除外というのは、当然平成 13 年度までで切れるという前提で計算しております。

○委員

でもそれは1年繰り上げられるわけでしょう。平成 13 年度まで外出しされるつもりが、1年繰り上げて、要は、今年度で終わりということですね。後先の議論がちょっと、どれが先で決まったのかということを知りたいのです。

○事務局

これは特例ですので、基本的にはこれを早く直すというのが前提でして、限度額というものは、特例を除いた形で適正に設定をしていくという限度でございます。ただ、3年を見通して保険料率を定めているので、今回は特例を設けたときは平成 13 年度までということで1年間制度改正等の余裕を見て設定させていただきましたが、今回は今後3年間ということで、新たに設定し直したということで、基本はこの限度額の中で全部見ていくということで考えております。

○会長

よろしいですか。では委員、どうぞ。

○委員

労働福祉事業の限度額の率の関係ですが、予算はもうそういうふうに仕組んであるのですね。そのあとこの審議会でも出されても、我々はどうも議論のしようがないのです。限度額の率の変更は、もう少し早目に部会に上げるのが筋ではないかと思うのですが。

○事務局

いま予算と言いましたが、基本的には 122 分の 22 というのは、予算の所には出ていません。これは私どもがこの額で設定したいということでして、具体的には、これは先ほど申し上げたように、労働福祉事業についてはだいぶ抑えてといたしますか、技術的なこともあります。約 1 割程度を抑えて要求しておりますので、基本的にはこの額に応じてどうこうということはありません。ただ、頭の中に私どもはこういう見直しをしていくということがありました。その要求に当たって直接関連するものではありません。

○会長

そのほか、何かございませんか。

○委員

関連で確認ですが、使用者側としては、労働福祉事業の効率化をずっと求めてきてい

るわけで、いろいろ取り組んでいただいているとは思いますが、労働福祉事業が増えれば、そのまま自動的にこういうふうに率を改定していくということではなくて、今回は、保険料率が下がったから、それに伴って特別にこういう取扱いをした、こういうことでよろしいですか。

○事務局

これは労働福祉事業の見直しということについては、従来からずっと厳しく指摘をされておりました、私どももこれについては、そういう姿勢で臨んでまいりました。

○会 長

そのほか、御意見がありましたらどうぞ。

○委 員

建設事業あるいは立木の伐採のメリット制の問題で、上限幅の30%を35%に変えていただいたこと、非常にありがとうございました。20年ぶりです、これは今後、業界としては災害防止活動に対して非常に大きなインセンティブを与えたいと思っておりますし、業界を上げて災害防止に取り組んでいきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○会 長

大体よろしいでしょうか、それではほかに御意見等もないようですから、「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、当部会としては妥当と認める旨の報告を、私から労働条件分科会長あてに行い、労働政策審議会運営規程第9条及び労働政策審議会労働条件分科会運営規程第7条により、部会の議決は労働条件分科会の議決及び労働政策審議会の議決となりますので、労働政策審議会から厚生労働大臣あてに、同旨の答申を行うことにしたいと考えております。

難しいことを言っていますが、要するに、ここで議決をしたら、労働政策審議会で議決をしたと見なして、直接、厚生労働大臣に答申をするということですが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会 長

ありがとうございました。それでは報告文については、私に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会 長

ありがとうございます。今日の議題はこれで終了させていただきますが、この機会に、何か御発言はございませんでしょうか。それでは続いて事務局から御挨拶をいただきます。

○事務局

ただいま労災保険法の施行規則、徴収法の一部改正につきまして御審議をいただき、妥当と認めていただきましたことについて、御礼申し上げます。私どもといたしましては、早速所要の準備を進めまして、3月31日の分と4月1日の分に分けて、施行の準備に万全を期していきたいと思っております。また、ただいま御議論をいただきました労働災害の防止の推進、予算の適正な執行についても、よく留意しながら業務を進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○会長

本日の会議は、これで終わりにしたいと思います。

照会先

厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課企画調整係（内線 XXXXXXXXXX）